

【DV防止基本計画】現状と課題の整理

基本目標 1 配偶者からの暴力を許さない市民意識の醸成

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 教育・啓発の推進		DVの現状やDV防止法等についての広報・啓発活動として、DV防止啓発リーフレットやカードの配布や市の広報紙等を活用した広報、市内の女性団体との共催によるDV防止セミナーの開催、「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるパープルライトアップ及び街頭啓発を行っている。 また、デートDVの防止・啓発リーフレットを市内の高校・専修学校高等課程の1年生に配付、大学等の学生課等での配架を依頼し、また、デートDVの内容を盛り込んだ中学生向け男女共同参画啓発用冊子を中学2年生に配付し、若年層に対する啓発にも取り組んでいる。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問20 配偶者、交際相手などに対しての暴力経験の有無 「ある」：全体8.1％（女性7.7％、男性8.9％） 「ない」：全体85.3％（女性86.8％、男性85.2％） （報告書86～88頁／概要版26頁） 問21 配偶者、交際相手などからの暴力経験の有無 「ある」：全体7.9％（女性9.4％、男性5.6％） 「ない」：全体85.4％（女性85.3％、男性87.4％） （報告書89～91頁／概要版28頁）	●DVは重大な人権侵害であること、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることのさらなる周知が必要であり、より効果的な啓発を検討する必要がある。 ●若年層を含めた男女の人権尊重の意識を高める啓発、教育の一層の充実が求められる。
2 通報や相談窓口に関する情報提供		DVに関する情報や相談窓口について掲載したDV防止啓発リーフレットやカードを、公共機関の窓口や医療機関等を通じて市民向けに配布している。 また、被害者の早期発見と相談につなげるため、潜在的な被害者を発見しやすい立場にある人権擁護委員、民生委員・児童委員及び福祉事務所・児童相談所などの市の機関や、学校、幼稚園、保育園等の関係機関などとDVセンターとの連携を推進している。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問21-2 配偶者から受けた暴力に対する相談先 「どこ（だれ）にも相談しなかった」39.4％ 「友人・知人に相談した」16.9％ 「家族や親戚に相談した」14.1％ （報告書92頁／概要版30頁） 問21-3 相談しなかった理由 「相談するほどのことではないと思ったから」53.6％ 「相談しても無駄だと思ったから」39.3％ 「自分にも悪いところがあると思ったから」28.6％ （報告書94頁） ○「市民意識調査」（H30年度） 問21 DV相談窓口について 「知っている」：全体45.8％（女性49.7％、男性41.1％） ○「市民意識調査」（H31年度） 問20 DV被害の相談について 「誰にも相談していない」：全体26.7％（女性23.8％、男性25.0％）	●DVは重大な人権侵害であること、早い段階で相談窓口を利用し、様々な支援情報を得ることが解決の第一歩であることのさらなる周知が必要であり、より効果的な啓発を検討する必要がある。 ●DVの多くは家庭内で発生するため潜在化しやすく、被害者にもDVであるという認識が低い傾向があることにより、相談に至らないことが多い。 ●DV被害者本人から相談機関に相談がなければDV被害防止や被害者支援につながりにくいという実情を考えると、市民のDVに関する正しい理解の促進を図るとともに、相談窓口の周知に努め、相談に結び付けることが重要である。 ●引き続き医療関係者や関係機関等との連携を推進していく必要がある。
3 加害者更生に関する取組		現在、本市においては、国や他の地方公共団体等の取組等の情報収集を行うとともに、デートDVの防止・啓発リーフレットに「加害者にもなりうる」という視点を入れた広報を行っている。 なお、国の第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）において、加害者の暴力を抑止するための地域社会内でのプログラムについて、試行実施を進め、地方公共団体において民間団体と連携してプログラムを実施するためのガイドラインの策定など本格実施に向けた検討を行い、加害者をプログラムに参加させるための方法について諸外国での取組例等の調査も行うとされている。	○男女共同参画に関するアンケート調査 問24 暴力防止のためには、どのようなことが必要か 「加害者への罰則を強化する」52.3％ 「暴力を振るったことのある者に二度と繰り返さないよう教育を行う」31.5％ （報告書102頁）	●国においても加害者を更生させるための有効な指導方法が確立されておらず、現時点では自治体が率先して加害者更生に取り組むことは難しい。 ●今後の国等の動向に注視しつつ、適切な加害者更生の在り方や効果的な広報について検討する必要がある。

基本目標 2 被害者への相談支援の充実

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 相談支援の充実		DVセンターにおいて、電話相談（土・日・祝日、8月6日も含む）や面接相談を行っている。また、法的な問題に関する相談が必要な被害者に対する弁護士と連携した法律相談や、精神的な安定や自立を図る必要がある被害者に対する臨床心理士によるカウンセリングを実施している。 さらに、被害者が外国人や障害者であることによって支援を受けにくいことのないよう、外国語版のリーフレット等を作成・配布するとともに、公益財団法人広島平和文化センターが実施している多言語ボランティア通訳や手話通訳を活用した相談を受けられる体制としている。	○DVアンケート調査 問7 DVセンターへの相談内容について 「避難の方法について」45.5% 「身の安全を確保する方法について」、「離婚の方法や、親権など法律的なことについて」とともに36.4% （報告書10頁／概要版3、4頁） 問8 DVセンターの支援や助言で役に立ったこと 「話を聞いてもらえたこと」54.5% 「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」36.4% （報告書11頁／概要版3、4頁） 問9 DVセンターを知ったきっかけ 「区役所の窓口」45.5%、「女性トイレにあるカード」36.4%、「インターネット」18.2% （報告書12頁／概要版3、4頁）	●引き続き、被害者のニーズに的確に応じた相談支援を実施する必要がある。 ●男性被害者、外国人、障害者等に配慮した相談支援体制の充実を図る必要がある。
(1) DV相談センターの相談支援の充実 (2) 外国人、障害者等への配慮 (3) 自助グループの育成支援				
2 相談機関相互の連携強化		被害者は、警察、区役所、広島県西部こども家庭センターなど多くの相談窓口を利用することが想定され、その相談内容也多岐にわたっている。本市では、市内の相談機関で構成する「広島市ドメスティック・バイオレンス（DV）対策関係機関連絡会議」を毎年開催し、相談機関相互の情報交換や事例検討等を行い、連携強化に努めている。	○DVアンケート調査 問3 暴力に関する相談先 DVセンター34.4%、警察31.3%、友人・知人25.0%、西部こども家庭センター、家族や親せき21.9%、その他の行政機関18.8% （報告書7頁、概要版3頁）	●DV被害が多様化、複雑化しており、これまで以上に情報共有や具体的事案に即した協議などの連携を図る必要がある。特にDV被害者と対応する機会の多い各区福祉事務所等との連携を円滑に行うことが重要である。
(1) 関係機関の連携強化 (2) 各機関合同の事例検討会の実施				
3 相談員等の資質向上及び研修の充実		被害者の立場に立った配慮を行うとともに、被害者に対し適切な情報を提供し、的確な助言を行える十分な知識や技術の向上を図るため、DVセンターの相談員について、外部講師や弁護士による研修会や内閣府等が実施する各種研修会の受講によりスキルアップを図っている。 また、相談員が被害者の相談支援に関わる過程において、相談員自身が心身の健康を損ねることがないよう、長年相談業務携わった経験を有する講師などによる研修を行っている。 区役所等の窓口業務に携わる職員等については、不適切な対応により被害者に更なる被害が生じることのないよう、DVの特性の理解、被害者の秘密の保持や安全への配慮など、資質の向上を図るための研修を実施している。	○DVアンケート調査 問7 DVセンターへの相談内容について 「避難の方法について」45.5% 「身の安全を確保する方法について」、「離婚の方法や、親権など法律的なことについて」とともに36.4% （報告書10頁／概要版3、4頁） 問8 DVセンターの支援や助言で役に立ったこと 「話を聞いてもらえたこと」54.5% 「一時保護についての情報提供、又は実際に一時保護されたこと」36.4% （報告書11頁／概要版3、4頁）	●職務の特性上、相談員の心のケアなどの配慮を充実する必要がある。 ●人事異動や業務繁忙期のため、研修を受けていない職員が窓口業務に携わることがあるため、適切な研修の実施時期や内容を検討する必要がある。
(1) 相談員への研修の実施 (2) 窓口業務に携わる職員等への研修の実施				

（※DVアンケート調査の回答者は全て女性。）

基本目標 3 被害者の保護体制の充実

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 被害者の安全の確保		県婦人相談所における一時保護の際、DVセンターにおいて、被害者及び同伴家族の緊急時における安全の確保や精神的・肉体的負担を軽減するため、県婦人相談所、警察等と連携し、入所への同行支援を行っている。 また、県婦人相談所での一時保護が困難な場合は、民間シェルターにおいて一時保護を行えるよう、民間シェルターに対して建物賃借料等の補助を行い、運営の安定と被害者支援の充実を図っている。 なお、加害者の追跡も巧妙になっており、被害者を保護する観点から、関係機関が連携して被害者の情報管理を徹底することが必要である。このため、DVセンターでは、被害者からの申出により住民基本台帳の閲覧制限等の措置のためのDV相談証明書を発行している。	○DVアンケート調査 問18 一時保護施設の利用状況 「現在、利用している」9.5% 「過去に利用したことがある」52.4% (報告書19頁／概要版5頁)	●被害者が高齢者である、同伴家族が中学生以上の男性であるなど、県婦人相談所で一時保護できないケースの対応が難しい。 ●携帯電話のGPS機能、引越し業者、郵便物の転送など、様々な要因により避難先が加害者に知れるケースがあるため、多角的な情報管理の徹底が必要である。 ●民間シェルターの安定的な運営のための支援が必要である。
(1) 緊急時における安全確保体制の整備	(2) 被害者の情報管理の徹底			
2 保護命令制度への対応		DVセンターでは、裁判所が加害者に対して被害者や子どもへの接近等を禁止する保護命令制度の内容や手続き等について、被害者に情報提供するとともに、被害者が保護命令の申し立てを希望する場合は、申立書類の記入方法等についての助言や裁判所等への同行支援を行っている。 なお、子どもへの接近禁止命令が発令された場合には、学校、幼稚園、保育園等、関係機関においても適切な対応を求められることから、周知を徹底するなど各機関との連携を図っている。	○DVアンケート調査 問23 保護命令の申し立ての有無 「申し立てていない」47.6% (報告書22頁／概要版6頁) 問24 保護命令を申し立てていない理由 「保護命令の制度を知らなかったから」、「精神的に余裕がなかったから」、「効果がどれくらいあるのかわからなかったから」、「申し立てる必要がなかったから」いずれも20.0% (報告書23頁／概要版6頁) 問26 配偶者(交際相手)から追跡された経験の有無 『追跡された経験がある』41.3% (報告書25頁／概要版7頁)	●加害者の追跡が巧妙化する中、学校や保育園などにおいても制度の十分な理解が不可欠であり、DVセンターと各機関のより円滑な連携を図る必要がある。
(1) 保護命令申立てに係る支援(裁判所提出書面作成、同行支援)	(2) 学校、幼稚園、保育園等への制度の周知徹底			

(※DVアンケート調査の回答者は全て女性。)

基本目標 4 被害者の自立支援の充実

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 住宅の確保に向けた支援		母子生活支援施設については、一時保護所を退所したDV被害者が、生活上様々な問題を抱え当面の保護が必要な場合に、福祉事務所において入所措置を行っている。 また、市営住宅については、被害者が一時保護終了後または保護命令効力発生日から5年を経過していない場合の入居抽選時の優遇や、緊急の住宅確保の要望があった場合の市営住宅の一時使用許可を行っている。 なお、住宅（転宅資金）に関する融資制度として母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度を設けているほか、母子生活支援施設入所者の民間住宅入居時の身元保証人確保を容易にするため、身元保証人となる施設長に損害賠償の義務が生じた際に保証金を支払う身元保証人確保対策事業を実施している。	○DVアンケート調査 問30 現在の住まい 「母子生活支援施設（母子寮）」37.9% 「民間賃貸住宅（民間アパートなど）」27.6% 「婦人保護施設」17.2% （報告書29頁／概要版8頁） 問32 支援の利用状況（住宅確保に関する支援） 公的賃貸住宅（公営住宅など）の「利用を申し込んだが実現しなかった」9.4% （報告書31頁／概要版9頁）	●市営住宅への入居を希望しても、抽選によるため必ずしも入居が確定するものではない。 ●民間住宅への入居の際、身元保証人の確保が困難である。
(1) 母子生活支援施設等への入所	(2) 住宅に係る貸付制度、身元保証に関する情報提供			
(3) 市営住宅入居の優遇措置				
2 就業に向けた支援		DVセンターでは、被害者の状況に応じて、ハローワークを始めとした関係機関における職業紹介・相談や就業支援等についての情報提供や助言を行っている。 また、母子家庭等就業支援センターにおける就職に関する情報提供、求人開拓及び自立に必要な知識技能を習得する講習会等を行う「母子家庭等就業支援事業」や資格等の取得支援等を行う「母子家庭自立支援給付金事業」、子育て期の保護者を支援する「ファミリー・サポートセンター事業」を行っている。	○DVアンケート調査 問32 支援の利用状況（就労に関する支援） ハローワーク等での職業紹介や相談を「利用した」53.1% パソコン操作等の職業訓練を「利用した」6.3% 母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業支援サービス（就業相談や講習会など）を「利用した」15.6% 就職する際の身元保証を「利用した」3.1% （報告書31頁／概要版9頁）	●母子家庭の母は、子育てとの両立による労働時間の制約などからパートタイム等非正規雇用の割合が高く、また、技能・資格不足により勤務条件のよい職業に就けないことなどが原因で収入が低く経済的自立が困難な状況がある。 ●被害者の状況に応じた支援を様々な関係機関が連携して円滑に行える体制が必要である。
(1) 就業のための情報提供	(2) 就業・起業支援事業の実施			
(3) 就業確保のための支援				
3 経済的支援等の生活支援		福祉事務所において、生活困窮する被害者に対する生活保護の決定や、母子寡婦福祉資金の貸付、児童扶養手当等に関する相談や事務手続きを行っている。また、広島市くらしサポートセンターにおいても、生活困窮者の相談に包括的に応じ各種事業の利用や関係機関との調整等により自立に向けた継続的な支援を行っている。 DVセンターでは、被害者が加害者の健康保険の扶養から外れることができるよう、被害者からの申出に応じて、DV相談があった旨の証明書を発行しているほか、国民健康保険や国民年金の加入・脱退等、被害者の状況に応じた制度の情報提供や行政機関等への同行支援を行っている。	○DVアンケート調査 問28 現在の生活費の状況 「就労による収入」82.8% 「児童扶養手当」27.6% 「生活保護」17.2% （報告書26頁／概要版7頁） 問29 現在の収入 「月に15～20万円未満」34.5% 「月に10～15万円未満」31.0% 「月に5～10万円未満」24.1% （報告書28頁／概要版8頁）	●被害者の状況に応じた支援を様々な関係機関が連携して円滑に行える体制が必要である。
(1) 経済的支援	(2) 医療・年金に関する支援			
(3) その他の生活支援				
(4) 各種福祉制度の活用の推進				
(5) 市民による被害者支援活動の推進				

（※DVアンケート調査の回答者は全て女性。）

基本目標 5 関係機関との連携の強化

基本施策		現 状	アンケート調査結果	課 題
具体的施策				
1 D V対策関係機関の連携強化		広島市域におけるD V対策関係機関相互の連携を図り、D Vの防止から被害者への適切な支援までの取組を推進するため、「広島市ドメスティック・バイオレンス（D V）対策関係機関連絡会議」を設置し、各機関の対応状況や課題などについて情報交換し、関係機関相互の連携を図っている。		●被害者の早期発見や自立支援に向けた連携先となる関係機関に対する参加の働きかけや、実効性のある連携体制の構築を図る。
	(1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充（医療関係者、公共職業安定所など） (2) 円滑な支援の推進			
2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化		DVセンターで対応しているケースのうち、児童への虐待の端緒を把握した場合には児童相談所に通告することとしており、また、児童相談所が虐待通告などを受けて対応しているケースにおいて配偶者への暴力を把握した場合には、DVセンターへの相談を促すなど相互の連携を図っている。なお、児童相談所を始め関係機関との連携をより強化するため、令和2年度より「広島市要保護児童対策地域協議会」の構成員としてDVセンターが参加することとなった。 高齢者に対するDVについては、被害者が認知症であるなど要介護者の場合、本人のみでは自立した生活を営むことができないことにより婦人保護施設等での一時保護が困難であることから、被害者の入所先等について高齢福祉担当課と随時連携を図っている。	○DVアンケート調査 問36 配偶者（交際相手）からの子どもの前での暴力「あった」48.3％ （身体的暴力9件、精神的暴力9件） （報告書37頁／概要版10頁） 問38 子どもへの心理的な虐待についての相談の有無「児童相談所に相談をした」20.7％ 「保育園・幼稚園・学校に相談をした」17.2％ 「相談していない」31.0％ （報告書39頁／概要版11頁） 問39 配偶者（交際相手）からの子どもへの暴力の有無「精神的暴力があった」44.8％ 「身体的暴力があった」31.0％、 「ネグレクト（養育の怠慢・拒否）があった」、「暴力はなかった」ともに24.1％ （報告書40頁／概要版11頁）	●「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年6月）において、DVセンター職員は児童虐待の早期発見に努め、児童相談所はDV被害者の保護のためにDVセンターと連携協力するよう努めるとされたところであり、両機関間の情報共有の仕組みや連携体制の整備が求められている。 ●自立生活が難しい高齢のDV被害者の対応について、地域包括支援センターなど的高齢者福祉の関係機関との連携を円滑に行う必要がある。
	(1) 児童虐待対策関係機関との連携強化 (2) 高齢者虐待対策関係機関との連携強化			
3 支援制度等の充実		被害者の負担の軽減を図るとともに切れ目のない支援を行うため、関係機関で支援制度等の情報の共有化を図っている。		●各支援制度の改正等についての情報収集、関係機関との円滑な連携が引き続き必要である。
	(1) 被害者からの意見聴取 (2) 関係機関の情報の共有化			

（※D Vアンケート調査の回答者は全て女性。）